

令和6年 中間市農業委員会総会（3月）議事録

1. 開催日時 令和6年3月11日（月）10時00分開会～11時10分閉会
2. 開催場所 中間市地域交流センター 第1会議室
3. 出席委員 6名
1番 貞末 照 2番 白橋 宏 3番 貞末 重雄
4番 日高 靖 5番 牧野 謙二 6番 井上 俊子
4. 推進委員 3名 丸山 政和 小西 一史 田中 久光
5. 傍聴者 なし
6. 事務局 5名 宮崎事務局長 深川課長補佐 山本係長 坂本 熊井
7. 議事日程について
報告第1号 農地法第5条の第1項第6号の規定による届出について（転用）
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
（利用権設定）
議案第5号 農用地利用配分計画案に関する意見について（利用権設定）
議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
（所有権移転）
議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について（利用権設定）
議案第8号 認定農業者の認定に係る意見照会について
議案第9号 農地改良届の承認について

【議事内容】

議長：時間前ですが皆さんお揃いですので始めたいと思います。本日は会長が私用で欠席しておりますので、副会長の私が代わりに議事進行致します。よろしくお願ひ致します。

ただいまの出席委員は6名で委員定数の過半数に達しております。よって、令和6年3月の農業委員会は成立いたしました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしくお願ひいたします。

報告について議題と致します。報告第1号「農地法第5条の第1項第6号の規定

による届出について（転用）」を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

事務局：資料1ページをお開きください。報告第1号「農地法第5条の第1項第6号の規定による届出について（転用）」です。

1件目、農地の所在地中間市大字上底井野〇〇〇〇。面積493㎡。譲渡人〇〇〇〇、住所北九州市八幡西区〇〇〇〇。譲請人〇〇〇〇。住所福岡市博多区〇〇〇〇。転用目的は露天駐車場となっております。こちらの位置図及び写真につきましては2ページに載せております。こちらの転用につきましては、最終的には、隣の神社が駐車場として購入される予定ということで、〇〇氏が不動産会社に売買をして、不動産会社から購入する予定ということで聞いております。説明は以上です。

議長：事務局の説明がありましたが、本件についてご意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第1号を終わります。

次に、議決事項について議題と致します。議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

事務局：資料の5ページをご覧ください。議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、利用権設定についてご説明いたします。

1件目、農地の所在地中間市大字中底井野〇〇〇〇。面積1,247㎡。利用権を設定する者〇〇〇〇、住所中間市大字中底井野〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間9年11ヶ月。10a当たり賃借料10,000円。2件目、農地の所在地中間市大字下大隈〇〇〇〇。面積558㎡。利用権を設定する者〇〇〇〇、住所遠賀郡水巻町〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間5年11ヶ月。10a当たり賃借料10,300円。3件目、農地の所在地中間市大字垣生〇〇〇〇外15筆。合計面積22,839㎡。利用権を設定する者〇〇〇〇、住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間9年11ヶ月。10a当たり賃借料10,000円。4件目、農地の所在地中間市大字垣生〇〇〇〇。面積527㎡。利用権を設定する者〇〇〇〇、住所北九州市八幡西区〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間9年11ヶ月。10a当たり賃借料10,300円。こちらにつきましては、所有者である〇〇〇〇氏がすでに亡くなっておりますので、代表として〇〇〇〇氏が申請しております。つづいて、5件目、農地の所在地中間市大字垣生〇〇〇〇。面積1,444㎡。利用権を設定する者〇〇〇〇、住所中間市長津〇〇〇〇。利用

権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間9年11ヶ月。10a当たり賃借料10,000円。6件目、農地の所在地中間市大字上底井野〇〇〇〇外7筆。合計面積9,445㎡。利用権を設定する者〇〇〇〇、住所宗像市〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間9年11ヶ月。10a当たり賃借料10,000円。7件目、農地の所在地中間市大字垣生〇〇〇〇。面積780㎡。利用権を設定する者〇〇〇〇、住所中間市長津〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間4年11ヶ月。10a当たり賃借料10,300円。8件目、農地の所在地中間市大字中底井野〇〇〇〇。面積2,101㎡。利用権を設定する者〇〇〇〇、住所福岡市南区〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間9年11ヶ月。10a当たり賃借料10,000円。9件目、農地の所在地中間市大字下大隈〇〇〇〇外2筆。合計面積2,730㎡。利用権を設定する者〇〇〇〇、住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間5年11ヶ月。10a当たり賃借料11,000円。10件目、農地の所在地中間市大字上底井野〇〇〇〇外7筆。合計面積7,833㎡。利用権を設定する者〇〇〇〇、住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間9年11ヶ月。こちらは、使用貸借のため賃借料は発生いたしません。11件目、農地の所在地中間市大字上底井野〇〇〇〇。面積1,038㎡。利用権を設定する者〇〇〇〇、住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間9年11ヶ月。10a当たり賃借料10,000円。こちらは、仮換地でありますので備考に従前地を載せております。12件目、農地の所在地中間市大字上底井野〇〇〇〇。面積6,145㎡。利用権を設定する者〇〇〇〇、住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間5年11ヶ月。こちらにつきましては、使用貸借であるため、賃借料は発生致しません。13件目、農地の所在地中間市大字上底井野〇〇〇〇。面積400㎡。利用権を設定する者〇〇〇〇外1名、住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間5年11ヶ月。10a当たり賃借料10,000円。14件目、農地の所在地中間市大字中底井野〇〇〇〇。面積1,191㎡。利用権を設定する者〇〇〇〇、住所北九州市八幡西区〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間9年11ヶ月。10a当たり賃借料10,000円。こちらは、所有者である〇〇〇〇氏が既に亡くなっているため、子である〇〇〇〇氏が代表で申請をしております。15件目、農地の所在地中間市大字垣生〇〇〇〇外2筆。合計面積4,195㎡。利用権を設定する者〇〇〇〇、住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間9年11ヶ月。

10 a 当たり賃借料 10,100 円。16 件目、農地の所在地中間市大字中底井野〇〇〇〇。面積 3,809 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇、住所遠賀郡遠賀町〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間 9 年 11 ヶ月。こちらは、使用貸借であるため、賃借料はありません。17 件目、農地の所在地中間市大字上底井野〇〇〇〇。面積 4,089 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇外 1 名、住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間 9 年 11 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,000 円。18 件目、農地の所在地中間市大字垣生〇〇〇〇外 7 筆。合計面積 12,652 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇、住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間 9 年 11 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,000 円。19 件目、農地の所在地中間市大字垣生〇〇〇〇外 26 筆。合計面積 19,532.8 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇、住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間 9 年 11 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,100 円。20 件目、農地の所在地中間市大字中底井野〇〇〇〇。面積 338 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇、住所中間市中央〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間 2 年 11 ヶ月。こちらは、使用貸借であるため、賃借料はありません。21 件目、農地の所在地中間市大字中底井野〇〇〇〇外 17 筆。合計面積 22,342 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇、住所北九州市八幡西区〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間 9 年 11 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,000 円。今ご説明しました農地につきましては、18 ページから 35 ページに記載しておりますのでご確認下さい。説明は以上です。

議 長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件についてが、ご意見はありませんか。

〇〇委員：19 ページの下大隈田はどこ辺りか。

事務局：砂山のところ。ナフコの北側になります。

議 長：それでは採決を取ります。本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第 4 号を終わります。つづきまして、議案第 5 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」、利用権設定を議案と致します。それでは、提案理由の説明を求めます。

事務局：資料の 38 ページをご覧ください。議案第 5 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」ご説明いたします。こちらにつきましては、先ほど議案第 4 号で承認いただいた集積計画を担い手に配分する計画案となっております。

それでは、説明致します。1 件目、農地の所在地中間市大字中底井野〇〇〇〇。面積 1,247 m²。利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、住所中間市大字中底井野〇〇〇〇。利用目的田。存続期間は、令和 6 年 6 月 15 日から令和 16 年 4 月 30 日までの 9 年 11 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,000 円。支払い方法口座振替です。2 件目、農地の所在地中間市大字下大隈〇〇〇〇。面積 558 m²。利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。利用目的田。存続期間は、令和 6 年 6 月 15 日から令和 12 年 4 月 30 日までの 5 年 11 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,300 円。支払い方法口座振替です。3 件目、農地の所在地中間市大字垣生〇〇〇〇外 2 筆。合計面積 9,598 m²。利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、住所中間市大字中底井野〇〇〇〇。利用目的田。存続期間は、令和 6 年 6 月 15 日から令和 16 年 4 月 30 日までの 9 年 11 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,000 円。支払い方法口座振替です。4 件目、農地の所在地中間市大字垣生〇〇〇〇外 14 筆。合計面積 15,212 m²。利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期間は、令和 6 年 6 月 15 日から令和 16 年 4 月 30 日までの 9 年 11 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,000 円。支払い方法口座振替です。5 件目、農地の所在地中間市大字上底井野〇〇〇〇外 8 筆。合計面積 10,483 m²。利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用目的田。存続期間は、令和 6 年 6 月 15 日から令和 16 年 4 月 30 日までの 9 年 11 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,000 円。支払い方法口座振替です。6 件目、農地の所在地中間市大字垣生〇〇〇〇。面積 780 m²。利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期間は、令和 6 年 6 月 15 日から令和 11 年 4 月 30 日までの 4 年 11 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,300 円。支払い方法口座振替です。7 件目、農地の所在地中間市大字中底井野〇〇〇〇。面積 2,101 m²。利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、住所遠賀郡遠賀町〇〇〇〇。利用目的田。存続期間は、令和 6 年 6 月 15 日から令和 16 年 4 月 30 日までの 9 年 11 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,000 円。支払い方法口座振替です。8 件目、農地の所在地中間市大字下大隈〇〇〇〇外 2 筆。合計面積 2,730 m²。利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。利用目的田。存続期間は、令和 6 年 6 月 15 日から令和 12 年 4 月 30 日までの 5 年 11 ヶ月。10 a 当たり賃借料 11,000 円。支払い方法口座振替です。9 件目、農地の所在地中間市大字上底井野〇〇〇〇外 7 筆。合計面積 7,833 m²。利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用目的田。存続期間は、令和 6 年 6 月 15 日から令和 16 年 4 月 30 日

までの9年11ヶ月。こちらは、使用貸借であるため、賃借料はありません。

10件目、農地の所在地中間市大字上底井野〇〇〇〇。面積6,145㎡。利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用目的田。存続期間は、令和6年6月15日から令和12年4月30日までの5年11ヶ月。こちらも使用貸借であるため、賃借料はありません。

11件目、農地の所在地中間市大字上底井野〇〇〇〇。面積400㎡。利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用目的田。存続期間は、令和6年6月15日から令和12年4月30日までの5年11ヶ月。10a当たり賃借料10,000円。支払い方法口座振替です。

12件目、農地の所在地中間市大字中底井野〇〇〇〇。面積1,191㎡。利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、住所中間市大字中底井野〇〇〇〇。利用目的田。存続期間は、令和6年6月15日から令和16年4月30日までの9年11ヶ月。10a当たり賃借料10,000円。支払い方法口座振替です。

13件目、農地の所在地中間市大字垣生〇〇〇〇。面積1,775㎡。利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期間は、令和6年6月15日から令和16年4月30日までの9年11ヶ月。10a当たり賃借料10,100円。支払い方法口座振替です。

14件目、農地の所在地中間市大字垣生〇〇〇〇。面積1,475㎡。利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期間は、令和6年6月15日から令和16年4月30日までの9年11ヶ月。10a当たり賃借料10,100円。支払い方法口座振替です。

15件目、農地の所在地中間市大字垣生〇〇〇〇。面積945㎡。利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期間は、令和6年6月15日から令和16年4月30日までの9年11ヶ月。10a当たり賃借料10,100円。支払い方法口座振替です。

16件目、農地の所在地中間市大字垣生〇〇〇〇外8筆。合計面積16,741㎡。利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期間は、令和6年6月15日から令和16年4月30日までの9年11ヶ月。10a当たり賃借料10,000円。支払い方法口座振替です。

17件目、農地の所在地中間市大字中底井野〇〇〇〇。面積3,809㎡。利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、住所鞍手郡鞍手町〇〇〇〇。利用目的田。存続期間は、令和6年6月15日から令和16年4月30日までの9年11ヶ月。こちらは、使用貸借であるため、賃借料はありません。

18件目、農地の所在地中間市大字垣生〇〇〇〇外25筆。合計面積14,571.8㎡。利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期間は、令和6年6月15日から令和16年4月30日までの9年11ヶ月。10a当たり賃借料10,100円。支払い方法口座振替です。

19件目、農地の所在地中間市大字中底井野〇〇〇〇。面積4,961㎡。利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存

続期間は、令和6年6月15日から令和16年4月30日までの9年11ヶ月。10a 当たり賃借料10,100円。支払い方法口座振替です。20件目、農地の所在地中間市大字中底井野〇〇〇〇。合計面積338㎡。利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期間は、令和6年6月15日から令和9年4月30日までの2年11ヶ月。こちらは使用貸借であるため、賃借料はありません。説明は以上です。

議 長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件について、ご意見はありませんか。

〇〇委員：先ほど第4号で上げられた分が全てここでも上げられていますか。中底井野とかが上がっていないところがないか。

事 務 局：申し訳ありません。中底井野のところは抜けています。

〇〇委員：委員に分かりやすくするため、図面上で分かりやすくしてもらうのがいいのではないか。番号等振ってもらえれば。

事 務 局：利用配分のところで漏れがありましたので、口答でご説明させていただいてよろしいでしょうか。

〇〇委員：私も事前にこの資料をいただいたのに気づきませんでした。

事 務 局：16ページから17ページのところに上げている〇〇〇〇氏の集積計画のところですが、〇〇〇〇氏が全て農地を借り受けることになっております。利用目的が田で、利用期間は、令和6年6月15日から令和16年4月30日までの9年11ヶ月を予定しており、賃借料は10,000円となっております。こちらにつきましては、不足している箇所分を追加で印刷してお渡しさせていただきます。

議 長：それでは採決を取ります。本件について、賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第5号を終わります。つづきまして、議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、所有権移転を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

事 務 局：資料の53ページをご覧ください。議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づ

く農地利用集積計画の承認について」、所有権移転についてご説明いたします。1件目、農地の所在中間市大字下大隈〇〇〇〇。面積580㎡。所有権を移転する者福岡県農業振興推進機構。所有権の移転を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。利用目的田。売買価格397,000円。移転の時期令和6年3月25日。支払方法口座振替。支払期限令和6年3月25日。こちらの位置図につきましては、54ページ左に載せておりますのでご確認下さい。つづいて2件目、農地の所在地中間市大字中底井野〇〇〇〇外1筆。合計面積5,606㎡。所有権を移転する者〇〇〇〇、住所中間市大字中底井野〇〇〇〇。所有権の移転を受ける者福岡県農業振興推進機構。利用目的田。売買価格3,066,170円。移転の時期令和6年3月25日、支払方法口座振替、支払期限令和6年3月25日。こちらの位置図につきましては、54ページ右側に載せておりますのでご確認をお願いします。説明は以上です。

議長：ただいま事務局の説明がありました、本件について、ご意見はありませんか。

〇〇委員：この議案書を見て初めて知ったんですけれども、買い手から何も話がなかったんですけれども、普通はあるよね。買い手からは。売り手からはないと思うけど。いつも、話は一言くるが。

事務局：農業委員さん側に買いますっていう話があつてるっていうことですかね。それは、生産組合の中で、農業委員さんには一言伝えるみたいな話になっているのですか。

〇〇委員：農業委員にはこういう売買がありますと相談するけどね。無かった。

〇〇委員：中間管理機構を通して認定農業者が買うという場合でしょ。それは、表面上では出てこない。あくまでも、地主の方は機構に売る。機構もむやみに持っても、相手先がなければ機構も困りますので、売り手はあらかじめ買い手を見つけておかないといけない。という暗黙のルールみたいなものがありまして、〇〇さんが言われたこともあるかと思います。

〇〇委員：普通は一言あるよね。今まで現地確認までしていた。

事務局：3条のときはそう。

議 長：これは外の地区の方はどうなんですか。

〇〇委員：うちはそんなのないよ。

〇〇委員：地主はあくまでも機構に売る。言うことはないし、知らせることはない。

〇〇委員：下大隈は、だいたい農業委員に言っている。

〇〇委員：私の知っている限りでは、そんなことはない。

議 長：それでは、この件につきましては、事務局の方で各地区調べていただいている風になっているのかを発表してもらいましょうか。

事 務 局：農業委員会は決定事項のところであって、売るとか買うとかそういうところの話については地元の生産組合とかの話となりますので、私どもが中に入るとかいうことの話にはちょっとならないです。ですから、ここにつきましては、先ほど〇〇委員が言われたように機構が中に入って、機構が売り渡すといったことになっておりますので、その中で一言いるのであれば、地域計画のときに話したと思いますが、そこは地域での決まり事になりますので、もしそういう売買するとかいう時には、ちゃんと地域で話をしなければならないということであれば、地域の方でまず話をして下さい。農業委員会はそこに関しては絡めないところがございますので、そこはまずは地域での話が一番なので、農業委員会がそこを取りまとめるということはいけません。

議 長：それでは、地域でやっていただくということでよろしいですか。他には何かありますか。それでは採決を取ります。本件について、賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成多数のため、原案のとおり承認されました。これで議案第6号を終わります。つづきまして、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」、利用権設定を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

事 務 局：57 ページをご覧ください。議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」、今回賃貸借の分で申請がっておりますのでご説明させていただきます。農地の所在中間市大字垣生〇〇〇〇外6筆。合計面積7,480㎡。貸付人〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。借受人〇〇〇〇。住所中間市鍋山町〇

〇〇〇。申請事由としては規模拡大となっております。資料 61 ページをご覧ください。農地法第 3 条の農地の権利移動につきましては、第 2 項に全て該当しない場合が、第 3 条の権利移動を受けることが出来るということになっておりますので、調査書の結果を御報告致します。第 2 項第 1 号全部効率利用。借受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれますので該当致しません。第 2 項第 2 号農地所有適格化法人以外の法人。こちらの法人につきましては、農地所有適格化法人のため、適用しないので該当致しません。第 2 項第 3 号信託。こちらは信託ではないので該当致しません。第 2 項第 4 号農作業常時従事。借受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれますので該当致しません。第 2 項第 5 号転貸禁止。許可申請に係る農地は、貸付人の所有農地であり転貸には当たりませんので該当致しません。第 2 項第 6 号地域調和。申請地では、水稻の作付を行い、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と地元農業委員である〇〇委員及び〇〇委員、地元推進委員である〇〇推進委員及び〇〇推進委員で対象農地の現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認しております。こちらの農地の写真及び位置図につきましては、58 ページから 60 ページに載せておりますのでご確認をお願い致します。説明は以上です。

議長：事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

よろしいでしょうか。それでは、採決を取ります。本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい。ありがとうございます。全員賛成のため原案のとおり承認されました。これで議案第 7 号を終わります。つづきまして、議案第 8 号「認定農業者の認定に係る意見照会について」を議題と致します。議案第 8 号及び議案第 9 号は、〇〇委員に関する案件が含まれておりますので退出をお願い致します。

－ 〇〇委員退出 －

それでは、提案理由の説明を求めます。

事務局：資料 64 ページをご覧ください。議案第 8 号「認定農業者の認定に係る意見照会について」説明致します。今回 2 件出ておりますが、1 件目の合同会社嬉蔵につきましては、昨年 3 月に農業委員会で 1 度意見聴取させていただいておりますが、普及指導センターと J A の意見聴取の際に、まだ認定農業者として認定するのは早いのではとの声が上がっていましたので、今回直近の決算書等を出して頂いて、経営状況等を確認した上で改めて申請するという事で再度農

業委員会の意見を聴取したいものでございます。

それでは、説明致します。1件目、申請人〇〇〇〇。住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。営農類型水稲、大麦、大豆、野菜。経営改善の方向の概要、作業内容の見直しを行い、作業効率化の改善を図るとともに農地中間管理機構を活用して、集積・集約化を目指す。水稲の裏作として麦の作付を増やし、収入増加を図る。野菜等の園芸作物を増やし、収入増加を図る。年間労働時間2,000時間を予定しており、年間所得400万円を見込んでおります。経営規模拡大に関する目標、現状157aに対して令和11年の目標は220aに拡大することとしております。つづいて、2件目です。氏名〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。営農類型水稲、米粉用米。経営改善の方向の概要、水稲や米粉用米の作付を行い収入増加を図る。作業内容の見直しを行い、効率化の改善を図るとともに農地中間管理機構を活用して、集積・集約化を目指す。年間労働時間2,800時間を予定しており、年間所得800万円を見込んでおります。経営規模拡大に関する目標、現状1,280aに対して令和11年の目標は1,370aとしております。2件目の〇〇〇〇氏につきましては、既に認定農業者である〇〇〇〇氏の息子で、〇〇〇〇氏が経営継承を考えているとのことで息子である〇〇〇〇氏が認定農業者の申請を行ったところであります。説明は以上です。

議長：事務局から説明がありました。本件についてご意見はありますか。

それでは、採決を取ります。本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい。ありがとうございます。全員賛成のため原案のとおり承認されました。

これで議案第8号を終わります。つづきまして、議案第9号「農地改良届の承認について」を議題と致します。それでは、提案理由の説明を求めます。

事務局：資料67ページをお開き下さい。議案第9号「農地改良届の承認について」です。今回、1件の改良届が提出されておりますので説明させていただきます。土地の所在、中間市大字下大隈〇〇〇〇、現在の地目は田で面積922㎡となっております。所有者〇〇〇〇氏になっておりますが、耕作者は〇〇〇〇氏になっております。こちらの農地改良届につきましては、68ページに写真を載せておりますが、水田としての活用が難しいということなので、隣接する土地の表土を入れて、今後は大豆、麦等を作付けするということで今回申請が出ているところです。写真から見て取れるとおり、隣接する周辺農地についても被害を受ける恐れはありませんので、届出を受理し、地目を田から畑に変えることについて皆様から承認いただければということでの申請となっております。こちらにつきましては、市街化区域内農地となっておりますので届出になっております。説明は以上です。

議 長：事務局から説明がありましたが、本件についてご意見はありませんか。

〇〇委員：これは隣の田んぼの土を入れるということか。

事 務 局：そうです。左下側の農地が手続中ではありますが、開発行為で農地でなくなる予定で、ここの土をもらって畑として活用するということであります。

〇〇委員：ここは私の家の下のところになるのですが、12軒家が建つと聞いています。

事 務 局：それが枠を囲っている農地の下側のところ。

〇〇委員：上側は？

事 務 局：上側は一時的に転用して資材置き場として使うという申請は出ているが、家が建つとは聞いていない。

〇〇委員：12軒家が建って、6メートルの道路とか書いたチラシがポストに入っていたので、私の家に入ってくる道路の左側は、全て家が建つかと思っていた。

事 務 局：ではないです。ここが開発行為をされて宅地になるので、尚更、水田としての活用は難しいということで畑に変えるというように聞いています。

〇〇委員：家に入る道路の右側が工事みたいにしているが。

事 務 局：それは、一時的に資材置き場として使い、後で農地に戻して利用するという事になっています。

〇〇委員：これは麦、大豆を作るのか。水稻は出来ないということ。それで補助金は出ないけどそれでも作るということか。

事 務 局：そうです。

〇〇委員：それで納得ということですね。わかりました。

〇〇委員：将来的にはこの上側も開発行為にかかるんだと思う。

〇〇議長：それでは、採決を取ります。本件について賛成の方は挙手をお願いします。
はい。ありがとうございます。全員賛成のため原案のとおり承認されました。
これで議案第9号を終わります。〇〇委員は入室をお願いします。
続きまして、「その他」を議題と致します。何かご意見はありますか。

〇〇委員： － 農地法第3条について －

議長：以上で「その他について」を終わりたいと思います。：
次に、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は会議規則第9条により議長において、白橋委員、貞末重雄委員
を指名いたします。
以上をもって全日程を終了いたしましたので、本日の会議を閉会いたします。
お疲れ様でした。

議事録署名委員

夏末重雄

白橋 宏
